

令和4年度「はりま姫路の酒」フランスプロモーション事業募集要項

1 事業概要

- (1) 委託業務名 令和4年度「はりま姫路の酒」フランスプロモーション事業
- (2) 実施主体 「姫路・播磨の酒」海外プロモーション委員会
- (3) 事業費 5,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む）
- (4) 事業実施期間 契約締結日～令和5年3月31日（金）
- (5) 事業内容 別添仕様書のとおり

2 応募資格

- (1) 企画提案コンペに参加できる者は、民間企業、NPO法人、その他の法人であって、当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- (2) 次のいずれかにも該当しないこと
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ② 応募の日において、兵庫県の入札参加資格制限基準（指名停止、資格停止）に該当する者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て中、又は更生手続き中である者
 - ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申し立て中、又は再生手続き中である者
 - ⑤ 県税（県内に事務所又は事業所を設けている法人の場合）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑦ 暴力団若しくは暴力団の統制の下にある者

3 応募手続き

- (1) 募集期間
令和4年5月16日（月）から同年5月30日（月）17時（必着）までに、事務局に持参又は郵送すること。なお、受付時間は、土日、祝日を除く平日の9時から17時まで（正午から13時までを除く）とする。
- (2) 提出先
「姫路・播磨の酒」海外プロモーション委員会事務局
（兵庫県中播磨県民センター県民交流室産業観光課）
- (3) 提出書類及び提出部数
 - ① 企画提案コンペ応募申請書（様式1） 5部

- ② 資格調書（様式2） 5部
- ③ 企画提案書（様式3） 5部
- ④ 業務実施体制（様式4） 5部
- ⑤ 誓約書（様式5、6） 各1部
- ⑥ 提案内容を説明する書類 5部
（様式任意、A3又はA4、左肩ホッチキス止め（製本等の装飾不要））
- ⑦ 見積書及び経費内訳（様式任意、A4） 5部
- ⑧ その他添付書類 1部

ア 定款若しくは寄附行為及び登記証明書、又はこれらに準ずる書類の写し

イ 直近2期間の決算書類（事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）の写し

ウ 県税（※）、法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（応募の日の3ヶ月以内に交付されたもの）

※県内に事務所又は事業所を設けている法人の場合のみ必要。ただし、県の入札参加資格名簿に登録がある場合は提出不要。

（4）注意事項

- ① 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。
- ② 提案書の作成、提出等企画提案コンペに要する経費は、応募者の負担とする。
- ③ 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

（5）募集要項等に関する質疑及び回答

① 質問方法

書面により質疑書を作成し（様式は任意）、5月23日（月）15時までに、事務局に電子メール又はFAXにより提出すること。電子メール又はFAXを送付したときは、電話により到着を確認すること。

なお、電子メールで質問する場合は、タイトルに「【質問】フランスプロモーション」と明記すること。

② 質問先

「姫路・播磨の酒」海外プロモーション委員会事務局

兵庫県中播磨県民センター県民交流室産業観光課 担当：座間

TEL：079-281-9406 FAX：079-285-1102

E-mail：Mitsuru_Zama@pref.hyogo.lg.jp

③ 回答方法

質問への回答は、応募者全員に連絡する。

4 受託事業者の選定

（1）選定方法

- ① 提出書類をもとに事務局において事前審査を行い、通過した者を企画提案コンペ

審査会（以下、「審査会」という。）において審査する。

② 審査会は、書類審査と応募者によるプレゼンテーション審査とする。

ア 日程：令和4年6月上旬から中旬を予定

（時間等については、事務局の事前審査を通過した応募者に連絡する。）

イ 場所：兵庫県姫路総合庁舎を予定

③ 審査会は以下の事項について総合的に評価し、選定する。

事業適合性、事業効果性、企画性、実効性、経済合理性 等

(2) 審査結果の通知

結果は、審査会終了後10日以内に、書面で通知する。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

① 「2 応募資格」に該当しない場合

② 要項に違反又は著しく逸脱した場合

③ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

④ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合

⑤ その他審査結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

(4) その他

必要に応じて、応募者に対して個別に提出書類の内容の確認や追加書類の提出要請等を行う場合がある。

5 採択の取消し

提出書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消すことがある。

6 その他

(1) この募集要項に記載した事業は、「姫路・播磨の酒」海外プロモーション委員会総会において、この募集要項に記載した事業に係る予算案が議決され、その予算の執行が可能となることにより申込書の効力が生じる。

(2) 委託する業務の内容については、応募書類の内容や審査結果等をもとに、「姫路・播磨の酒」海外プロモーション委員会と選定された事業者が協議の上、詳細を決定する。その際、企画内容等を一部変更する場合がある。

7 問い合わせ先・書類提出先

「姫路・播磨の酒」海外プロモーション委員会事務局

兵庫県中播磨県民センター県民交流室産業観光課 担当：座間

〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-98

電話：079-281-9406 FAX：079-285-1102